

協議会意見書（案）

本協議会の意見

「既に基本計画に位置づけのある『権堂地区にぎわい滞留空間整備事業』について「国の支援がない事業」から「認定と連携した特殊措置に関する事業」に変更し、（権堂みち空間整備）（権堂地区賑わい滞留空間整備計画策定）が国の支援策の活用と、支援期間を新たに設定。『権堂 B - 1 地区市街地再開発事業』並びに『善光寺表参道まち歩き事業』について事業主体名の変更」

については、「権堂みち空間整備」及び「権堂地区賑わい滞留空間整備事業」は、権堂の魅力を高める事業であり、国の支援を受けることにより権堂地区及び中心市街地活性化に大きな効果が期待できるものと認識しております。よって基本計画の変更内容について賛同いたします。